

(社会資本総合整備計画)

キョウタンバチョウ チイキ ジュウタク ケイカク  
京丹波町地域住宅計画(第1回変更)

きょうたんばちょう  
京丹波町

平成28年3月

## (15. 地域住宅計画に基づく事業 記載例) 社会資本総合整備計画

計画の名称	1 京丹波町地域住宅計画							重点計画の該当	-							
計画の期間	平成28年度 ~ 平成32年度 (5年間)			交付対象	京丹波町											
計画の目標	<p>予防保全的な維持管理及び耐久性の向上などを図る改善を実施することによって、町営住宅の長寿命化を図る。 安心安全で快適に暮らせる住宅ストックを確保する。</p>															
計画の成果目標 (定量的指標)	良質な住宅ストックの確保 (町営住宅における長寿命化改善工事実施率の向上)															
定量的指標の定義及び算定式					定量的指標の現況値及び目標値			備考								
					当初現況値 (H28当初)	中間目標値 (H30末)	最終目標値 (H32末)									
	良質な住宅ストックの確保 (町営住宅における長寿命化改善工事実施率の向上) (町営住宅における長寿命化改善工事の実施率) = (長寿命化改善工事実施済戸数) / (全管理戸数)				0%		30%									
全体事業費	合計 (A+B+C+D)	27百万円	A	27百万円	B	-	C	-	D	-	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	0.0%				
<b>交付対象事業</b>																
<b>A 基幹事業</b>																
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名	事業内容・規模等	市町村名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	個別施設計画 策定状況	備考
									H28	H29	H30	H31	H32			
1-A-1						公営住宅整備事業 (公営住宅等ストック総合改善事業)	町営住宅長寿命化計画見直し							4.0	策定済	
1-A-2	住宅	一般	京丹波町	直接	町	地域住宅計画に基づく事業	住宅地区改良事業 (空家再生等推進事業)	京丹波町		50	100	100	100	8.0	-	
1-A-2							住宅地区改良事業 (空家再生等推進事業)		町営住宅小畑団地 (不良住宅) 除却						15.0	
合計												27.0				
<b>B 関連社会資本整備事業 (該当なし)</b>																
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	備考	
									H28	H29	H30	H31	H32			
合計												0				
<b>C 効果促進事業</b>																
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	備考	
									H28	H29	H30	H31	H32			
小計																
番号	一体的に実施することにより期待される効果												備考			
1-C-1																
1-C-2																
1-C-3																
<b>D 社会資本整備円滑化地籍整備事業 (該当なし)</b>																
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (面積等)	市町村名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	備考	
									H28	H29	H30	H31	H32			
番号	一体的に実施することにより期待される効果												備考			

交付金の執行状況

(単位:百万円)

	H28	H29	H30	H31	H32
配分額 (a)	2.742				
計画別流用 増△減額 (b)	0				
交付額 (c=a+b)	2.742				
前年度からの繰越額 (d)	0				
支払済額 (e)					
翌年度繰越額 (f)	0				
うち未契約繰越額 (g)	0				
不用額 (h = c+d-e-f)	0				
未契約繰越+不用率 (h = (g+h)/(c+d))	0.0%				
未契約繰越+不用率が10%を超えている場合その理由					

- ※ 平成26年度以降の各年度の決算額を記載。
- ※ 平成28年度は、決算額が確定でき次第記載。

# 社会資本整備総合交付金チェックシート

(地域住宅計画に基づく事業等タイプ)

計画の名称:京丹波町地域住宅計画

都道府県名:京都

事業主体名:京丹波町

チェック欄

I. 目標の妥当性	
★①計画の目標が基本方針と適合している。	○
★②地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
★③地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
★④関連する各種計画(住生活基本計画等)との整合性が確保されている。	○
⑤緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。 (該当するものに○) ア 老朽化した住宅ストックの更新 ○イ 安全面、衛生面等の居住環境の改善 ウ 子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保 ○エ 既存住宅ストックの有効活用 オ まちなか居住の推進 カ 地方定住の推進 キ その他(地域の実情に応じた緊急性の高い課題を記入)	○
⑥数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	
II. 計画の効果・効率性	
★①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
★②十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
③事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
④事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	
⑤事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	
⑥事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	
⑦地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	
⑧地域再生計画に地域住宅交付金の活用についての記載をしており、内閣総理大臣の評価を受けている。 (評価結果として該当するものに○) ア 80点以上 イ 60~79点 ウ 60点未満	
III. 計画の実現可能性	
★①事業熟度が十分である。	○
★②計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
★③地域住宅計画を公表することとしている。	○
④地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	
⑤計画内容に関し、住民に対する事前説明が行われている。	
⑥計画期間中の計画管理(モニタリング)体制が適切である。	

(★は必須事項)

# 地域住宅計画

※「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）」第6条第1項に基づく「地域住宅計画」

計画の名称	京丹波町地域住宅計画			地域住宅計画の名称	京丹波町地域住宅計画	
都道府県名	京都府	作成主体名	京丹波町			
計画期間	平成	28	年度	～	32	年度

## 1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

京丹波町は、京都府のほぼ中央部にあたる丹波高原の由良川水系上流部に位置し、人口約1.5万人、世帯数約6,300の町である。古くから、都と丹後・山陰地方を結ぶ交通の要衝として栄え、現在も京都縦貫自動車道（京都丹波道路）やJR山陰本線をはじめ、国道9号、27号、173号などが交わり、京阪神など大都市圏へ1時間台で移動できるなど、比較的交通環境に恵まれた地域です。

公営住宅96戸、特定公共賃貸住宅55戸、特別賃貸住宅14戸が整備されているものの、外壁や設備の老朽化が進んでいる住宅が多く、計画的な改善や維持管理により既存ストックの有効活用を図っていくことが求められている。

空家問題は、全国区的な社会問題となっているが、平成25年度の総務省の住宅・土地統計調査によると、別荘等も含めた京丹波町内の空家数は1,050戸で、住宅総数16.5%で全国平均13.5%を上回っています。少子高齢化、過疎化による管理不十分な空家が増加し、安心安全な町民生活が脅かされるため早急な対応が必要とされている。

## 2. 課題

### ○老朽化した町営住宅ストックの長寿命化

老朽化が進む町営住宅等ストックにおいて、入居者が安心して住み続けられる快適な住まいを実現するため、当該ストックの改善・維持管理を管内の住宅事情や財政事情を考慮しながら計画的・効率的に進めていく必要がある。

### ○空家の対処

人口減等による管理不十分な空家の増加により安心安全な生活が脅かされているため、空家除却、活用も考えながら空家対策等を進める。

### 3. 計画の目標

- ・ 予防保全的な維持管理及び耐久性の向上などを図る改善を実施することによって、町営住宅の長寿命化を図り、安心安全で快適に暮らせる住宅ストックを確保する。

### 4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値		目標値	
				基準年度		目標年度
良質な住宅ストックの確保(町営住宅における長寿命化改善工事実施率の向上)	%	全管理戸数に占める長寿命化改善工事の実施済戸数	0%	28	30%	32
除却を推進すべき区域内の住宅数に対する空家の割合	%	除却を推進すべき区域内の住宅数に対する空家の割合 (H25住宅土地統計調査による)	16.54%	25	16.54%	32
	%					

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

## 5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

### (1) 基幹事業の概要

**【公営住宅整備事業（公営住宅等ストック総合改善事業）】**

町営住宅長寿命化計画を見直し、現状必要な維持管理及び耐久性向上のための改善による既存ストックの長寿命化に係る手法を検討する。

**【住宅地区改良事業（空家再生等推進事業）】**

空家等対策計画の策定に必要な空家等の実態把握に関する調査を京丹波町全区を対象にして行う。  
老朽化し不良住宅となっている、町営住宅小畑団地（10戸）の除去

### (2) 提案事業の概要

### (3) その他（関連事業など）

## 6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業					
事業	細項目		事業主体	規模等	交付期間内 事業費
	公営住宅整備事業等(公営住宅等ストック総合改善事業)	長寿命化計画の見直し			
住宅地区改良事業(空家再生等推進事業)	空家等の実態把握に関する調査		京丹波町	京丹波町全区	8.0
住宅地区改良事業(空家再生等推進事業)	不良住宅除却		京丹波町	10戸	15.0
合計					27.0
関連事業(効果促進事業)					
事業	細項目		事業主体	規模等	交付期間内 事業費
合計					

(参考)関連事業			
事業(例)	事業主体	規模等	
			-
			-
			-
			-

※交付期間内事業費は概算事業費



## 7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

特になし

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

## 8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

特になし

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たすことが必要です。）

## 9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

特になし

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。